

生活習慣病の早期発見
のため特定健康診査を
受けましょう



平成26年3月15日 第114号
一 発 行 一
五 所 川 原 市
民 生 部 国 保 年 金 課
〒037-8686
五所川原市宇岩木町12番地
TEL.35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

70歳以上75歳未満の国保被保険者の方へ(お知らせ)

平成26年4月から新たに70歳になる人から順に医療機関での自己負担割合が本来の2割負担になります。平成26年3月までに70歳以上になっている人は、1割負担のままです。

70～74歳の人の医療費の自己負担割合は、本来2割でしたが、国の特例措置によって、平成26年3月までは1割負担となっていました。これが平成26年4月から新たに70歳になる人から順に本来の2割負担になります。平成26年3月までに70歳以上になっている人は、1割負担のままです。
※現役並み所有者の医療費の自己負担割合は、3割です。

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合

昭和19年4月2日生まれ以降の方	平成26年5月から2割 (現役並み所得者は3割のまま)
昭和19年4月1日生まれ以前の方	75歳到達まで1割 (現役並み所得者は3割のまま)

こんな疑問どうする？

- Q1** 平成26年4月から使える国民健康保険高齢受給者証はいつ頃交付されますか？
A1 平成26年3月下旬に郵送により交付します。
- Q2** 国民健康保険高齢受給者証の交付に際して何か手続きが必要となりますか？
A2 申請等の手続きは必要ありません。
- Q3** 新しい国民健康保険高齢受給者証が手元に届いたら、古い国民健康保険高齢受給者証はどうすればよいですか？
A3 平成26年3月31日を過ぎたら、古い国民健康保険高齢受給者証は各自破棄してください。
- Q4** 現役並み所得者とはどのような人ですか？
A4 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、住民税課税所得が145万円以上でも以下のいずれかに該当する場合は、申請により、「一般」の区分と同様となり1割負担(昭和19年4月1日以前に生まれた方は、1割負担)となります。
①70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、1人で383万円未満
②70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満
③70歳以上75歳未満の国保被保険者が1人で、同一世帯に後期高齢者医療制度へ移行した旧国保被保険者を含めた、収入合計が520万円未満

★国民健康保険高齢受給者証について

- 70歳以上75歳未満(70歳の誕生日を迎えた翌月の1日(1日が誕生日の人はその月)から75歳の誕生日の前日)の人には、被保険者証とは別に国民健康保険高齢受給者証が交付されます。
- 国民健康保険高齢受給者証には所得に応じて自己負担割合等が記載されていますので、医療機関を受診するときは必ず被保険者証と一緒に提示してください。
- 国民健康保険高齢受給者証の交付には、被保険者からの申請は必要ありません。

70歳以上75歳未満の所得区分「一般」の方の、医療費等が高額になったときの自己負担限度額は据え置かれます！

平成26年4月(高額介護合算療養費は8月)から変更されることになっていた70歳以上75歳未満の所得区分「一般」の方の「高額療養費」及び「高額介護合算療養費」の自己負担限度額は据え置かれることになりました。
※所得区分「一般」とは、現役並み所得者以外で住民税を課税されている世帯に属する方のことです。

■高額療養費の自己負担限度額(月額)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
住民税課税世帯	一般	12,000円	44,400円
	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合は44,400円)
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※着色部分が据え置かれます。

- ・外来(個人単位)→平成26年4月から24,600円に引き上げられる予定でしたが、26年3月までと同様12,000円に据え置かれます。
- ・外来+入院(世帯単位)→平成26年4月から62,100円(4回目以降は44,400円)に引き上げられる予定でしたが、26年3月までと同様44,400円に据え置かれます。

■高額介護合算療養費の自己負担限度額(年額:8月~翌年7月)

所得区分	国民健康保険+介護保険	
住民税課税世帯	一般	56万円
住民税課税世帯	現役並み所得者	67万円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅰ	19万円

※着色部分が据え置かれます。

- ・平成26年8月から62万円に引き上げられる予定でしたが、26年7月までと同様56万円に据え置かれます。
(平成27年1月より変更予定)

「短期被保険者証」の有効期間について

当市では、国民健康保険税の収納対策の強化及び滞納世帯に係る被保険者証の有効期間の平準化を図る目的から平成26年4月より、短期被保険者証の有効期間を右記のとおり変更することになりました。

短期被保険者証該当世帯	保険証の有効期間	有効期限
平成20年度~平成24年度の保険税を滞納している世帯	3ヶ月	6月、9月 12月、3月末

問い合わせ

国保年金課 国民健康保険係 35-2111(内線 2335・2336)
金木総合支所 総合窓口係 35-2111(内線 3107)
市浦総合支所 総合窓口係 35-2111(内線 4043)

退職者医療制度のお知らせ

長い間会社や官公庁に勤め、退職して現在国民健康保険に加入していて、厚生年金や共済年金など国民年金以外の公的年金を受けている人（およびその被扶養者）は、65歳の誕生日を迎える月の末日まで（ただし、1日生まれの人は誕生日を迎える月の前月の末日まで）「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

なお、社会保険等の任意継続期間終了に伴う国民健康保険被保険者証の事前届け出については、国保加入予定日の概ね10日前から届け出ることができます。（例：3月31日が社会保険等の任意継続期間終了日で、4月1日から国保に加入する場合、3月21日頃から届け出ることができます。）

Q 退職したら健康保険はどうなるの？

A 次の①～③の中から選びます。そのうち、③で一定の条件を満たす人は、退職者医療制度で医療を受けます。

① 職場の健康保険を任意継続する（最長2年間）

※退職後20日以内に手続きをしてください

② 家族の健康保険の被扶養者になる

ただし、年収が130万円未満（60歳以上の人および障害者は180万円未満）の場合

③ 国民健康保険に加入する

※退職後14日以内に手続きをしてください

※それぞれの保険によって保険料(税)額が変わります。

詳しくは、①②については現在加入している全国健康保険協会、または健康保険組合等に、③については国民健康保険担当窓口にお尋ねください。



退職後も安心して医療を受けるために!!

Q 退職者医療制度の対象となる人は？

A 次の条件にすべてあてはまる退職被保険者本人とその被扶養者が対象です。

退職被保険者本人

- ① 国民健康保険に加入している
- ② 被用者年金（厚生年金、共済年金など国民年金以外の公的年金）を受けていて、その加入期間が20年以上、または40歳以降で10年以上ある
- ③ 65歳未満である
※年金の受給年齢および加入期間の条件を満たしている人で、遺族年金などを受けていることによって自分自身の年金を受けていない人も対象になります。

退職被扶養者

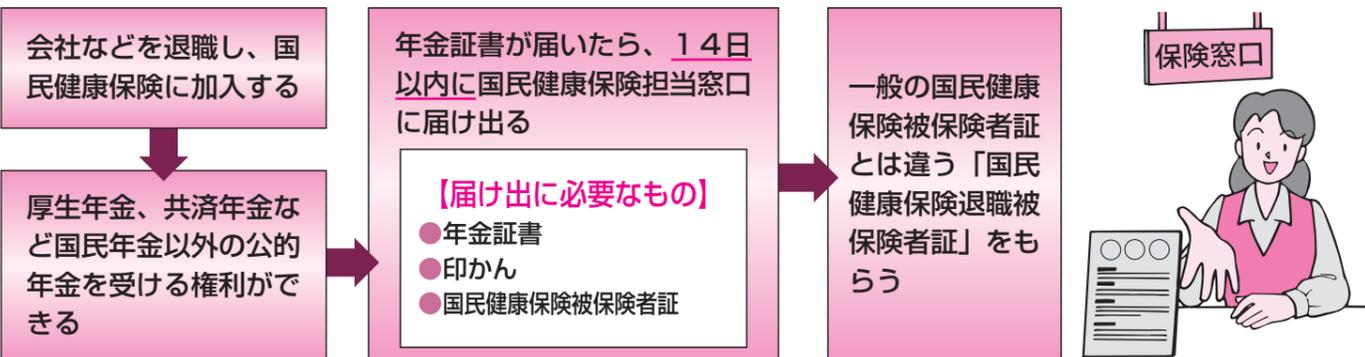
- ① 国民健康保険に加入している
- ② 退職被保険者本人の直系尊属、配偶者（内縁関係を含む）、3親等以内の親族であり、退職被保険者本人の収入で生活をしていて同じ世帯である（年収が130万円未満（60歳以上の人および障害者は180万円未満））
- ③ 65歳未満である

こんなときは14日以内に国保の窓口へ届け出を！

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	1.印かん 2.他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	1.印かん 2.職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	3.同じ世帯の国保加入者の保険証
	子どもが生まれたとき	1.印かん 2.同じ世帯の国保加入者の保険証 3.母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	1.印かん 2.保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	1.印かん 2.在留カード (入国の目的により他の書類が必要になることもあります)
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき ※1	1.転出する人の保険証 (転出にともない世帯主変更となる場合、全員分の国保保険証)
	職場の健康保険に加入したとき	1.印かん 2.職場の健康保険に加入した人全員分の国保保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	3.職場の健康保険に加入した人全員分の保険証 (「3」が未交付のときは職場の健康保険の資格取得証明書)
	国保の被保険者が死亡したとき	1.印かん 2.死亡者の保険証 3.死亡を証明するもの (世帯主が死亡した場合、同世帯の国保加入者全員分の保険証)
	生活保護を受けるようになったとき	1.印かん 2.保険証 3.保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	1.印かん 2.保険証
その他	退職者医療制度の該当となったとき	1.印かん 2.該当者の保険証 3.年金証書（加入期間のわかるもの）
	市内で住所が変わったとき（転居）	1.転居する人全員分の保険証 (転居にともない世帯主が変更となる場合、全員分の国保保険証)
	世帯主や氏名が変わったとき（世帯主変更、氏名変更）	1.変更があった人の保険証 (世帯主に関わる変更があった場合は全員分の国保保険証)
	世帯を分けたり、一緒にしたとき（世帯分離、世帯合併）	1.変更があった人の保険証 (世帯分離、世帯合併にともない世帯主が変更となる場合、全員分の国保保険証)
	修学のため、市外に住所を定めるとき（※該当）※2	1.印かん 2.保険証 3.在学証明書
	④保険証を使用していた人が学生でなくなったとき（※非該当）	1.印かん 2.④保険証 3.卒業証明書、卒業証書または退学証明書
⑤保険証を使用している人の住所に変更があったとき	1.印かん 2.⑤保険証 3.変更後の住所のメモなど	
	保険証をなくしたり、汚れたりして使えなくなったとき（再発行）※3	1.印かん 2.申請者の顔写真入りの身分証明書（運転免許証・住基カード等） 3.汚れたり破れたりして使えなくなった保険証

- ※1 卒業後、就職のため3月中に転出する方は、3月末まで学生扱いとなりますので、④保険証の申請も併せて行ってください。印かん・保険証・学生証または卒業証書が必要となります。
- ※2 すでに④保険証をお持ちの方は、有効期限が平成26年3月31日までとなっていますので、引き続き交付を受ける場合、4月1日以降に更新手続きが必要となります。また、新規の際には合格通知書または入学許可証でも申請できますが、後日在学証明書の提出が必要です。
- ※3 申請者が本人あるいは同一世帯の家族で、保険証を緊急に使用する必要がある場合は、印かん・申請者の顔写真入りの身分証明書がそろっていれば、窓口にて保険証を交付できます。申請者の顔写真入りの身分証明書がない場合、あるいは申請者が家族以外の代理人である場合は、翌日郵送にて保険証を交付します。

退職者医療制度の手続き



対象となったら必ず届け出を

退職者医療制度の対象となっているのに届け出をしないと、職場の健康保険などからの拠出金で負担する医療費分まで国保で負担することになります。みなさんの負担が軽減されることにもなりますので、対象となったら必ず担当窓口まで届け出ましょう。

加入の届け出が遅れると

- ・保険税は、加入の届け出をした月から納付するのではなく、資格を取得した月までさかのぼって納付することになりますので、保険税額が多くなる場合もあります。
- ・国保被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

- ・国保被保険者証を使って医療機関を受診された場合、国保が負担した医療費（総医療費の7～9割）は、あとで返していただくことになります。
 - ・他の健康保険等に加入したとき、届け出をしないと、保険税と保険料が二重にかかります。
- ※勤務先の会社等では国保をやめる届け出は行いません。